

議案第73号

大田原市職員等の旅費に関する条例の制定について（全部改正）
大田原市職員の旅費支給条例の全部を改正する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市職員等の旅費に関する条例
大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、公務のために内国旅行又は外国旅行をする本市職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は出張命令権者（任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者をいう。）が認める場合は、職員の住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者で、当該採用に係る予定期間が1年を超えるものに限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行（その旅程が100キロメートル以上のものに限る。）し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行（その旅程が100キロメートル以上のものに限る。）することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡時にそ

の職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

- 2 この条例において「何々地（例えば宿泊地をいう場合）」という場合には、市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員
- (4) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は同法第29条第1項の規定により退職等となった場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行したときは、その者に対し旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、次条第3項の規定による出張命令又は旅行依頼（以下「出張命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額であつて、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中の天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（出張命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。
- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をする場合には、出張命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「出張命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、出張命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により出張命令簿等に記載又は記録をしなかったときは、速やかに出張命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。
- 6 前2項の規定にかかわらず、市内に出張する場合は、出張命令権者は、口頭により出張命令等を発し、又はその変更をすることができる。

（出張命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合は、出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがないときは、出張命令等に従わないで旅行した後、速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿

泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、第9条から第19条までに定めるところによる。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続等）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合は、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項に規定する請求書又は必要な添付書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類並びに記載事項又は記録事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 第1項第2号に規定する急行料金及び同項第4号に規定する座席指定料金は、出張命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができることに限り、支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 前号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他交通費)

第12条 その他交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第3号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 公務について職員が所有する自家用自動車を使用（出張命令権者の許可を得たものに限る。）する場合は、1キロメートル当たり20円の定額

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(3) 道路運送法第3条第1号八に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(4) 前2号に掲げる運賃等以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(5) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号の規定により計算する陸路の路程は、全路程を通算し、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、規則で定める額の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 当該移動に係る第9条から第12条までの規定による費用

(2) 当該宿泊に係る前条の規定による費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する旅行業法第12条第1項に規定する旅行業務の取扱いの料金その他費用

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円の定額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当する費用が含まれる場合 1,600円

(2) 宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当する費用が含まれる場合 800円

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定した額の範囲内の額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分（新勤務地に到着後直ちに大田原市公舎（市が職員の住居の用に供する目的をもって借り上げる建物をいう。）又は自ら借り上げた建物に入居する場合は、2夜分）を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額の範囲内の

実費額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。）を職員の新居住地に移転する場合に、家族1人につき、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額とする。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要な費用の実費額とする。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定める。

（遺族の旅費）

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定める。

（外国旅行の旅費）

第22条 この条例に定めるもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。

（旅費の調整）

第23条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が別に定める旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支

出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(大田原市証人等に対する実費弁償に関する条例の廃止)

2 大田原市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成元年条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の大田原市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する出張命令権者が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項に定める旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の大田原市職員の旅費支給条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項に定める旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第3号に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第24条の規定は、旧条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。